(介護予防)通所介護計画の作成に係る一連の業務の流れ

基本取扱方針

＊指定通所介護は、利用者の要介護状態の**軽減又は悪化の防止**に資するよう、その**目標**を設定し、**計画的**に行わなければならない。
＊指定通所介護事業所は、自らその提供する指定通所介護の**質の評価**を行い、常にその改善を図らなければならない。
(*)介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで**自立した日常生活を営むことができるよう支援**することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

アセスメント

・通所介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならない。
(・)介護予防通所介護計画の作成に当たっては、主治医等からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、**利用者の状況を把握・分析**し、**介護予防通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにする**。(アセスメント)

★当該計画の作成及び変更の際には、事前にアセスメントを行い、その時の利用者の状況等を把握・分析すること。

通所介護計画の作成

＊既に居宅サービス計画が作成されている場合は、**当該計画の内容に沿って**作成しなければならない。
・通所介護計画は、サービスの提供に関わる**従業員が共同**して個々の利用者ごとに作成するものである。
(・)介護予防通所介護計画の作成に当たっては、**アセスメントに基づき**、**支援の方向性**や**目標**を明確にし、提供する**サービスの具体的内容**、**所要時間**、**日程等**を明らかにするものとする。なお、通所介護計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。
・通所介護計画は５年間保管しなければならない。

説明・同意・交付

・サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を**説明**した上で利用者の**同意**を得なければならない。また、当該計画を利用者に**交付**しなければならない。
・当該計画の実施状況や**評価**についても説明を行うものとする。

★説明、同意、交付の年月日を明記のこと
★当該計画でサービスの提供を開始するまでに、同意を得ること。

★アセスメントに基づき当該計画を作成のこと。
★当該計画の内容：支援の方向性や目標（計画の実施期間を記載のこと）、曜日、サービスの所要時間、報酬区分(時間区分)、日課、目標を達成するための具体的サービス内容(個別性のある内容を具体的に記載のこと)とその留意事項

サービスの提供

＊通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
＊通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
(*)介護予防通所介護計画に基づき、利用者の日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

★当該計画に基づき、適切なサービスを提供する。

サービスの提供の記録

・通所介護を提供した際には、通所介護の**提供日**、提供した**具体的なサービスの内容**、利用者の**心身の状況その他必要な事項**を記録する。
・提供した具体的なサービスの内容等の記録は、５年間保存しなければならない。

★通所介護の提供ごとに、具体的なサービスの内容のみでなく、利用者の心身の状況や評価に繋がる記録等その他必要な事項の記録も必要である。
★実際にサービスを提供した時間を記載のこと。

モニタリング・評　価

＊それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの**実施状況**及び**目標の達成状況**の記録を行う。
(*)介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握**(モニタリング)**を行うものとする。
(*)第 109 第一号から第十号までの規定は、介護予防通所介護計画の変更について準用する。

★変更の際もアセスメントから一連の業務を行うこと。

介護支援専門員等との連携

＊通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な**連携**に努めなければならない。
(*)少なくとも 1 月に 1 回は、介護予防通所介護計画に係る**利用者の状況**、当該利用者に対するサービスの**提供状況等**について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に**報告**する。
(*)**モニタリングの結果**を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に**報告**しなければならない。

★サービス担当者会議への出席等により、介護支援専門員と連携を図ること。

＊：指定基準：「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準，(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)」

・：平 11 老企 25：「指定居宅サービス等及び(指定介護予防サービス等)に関する基準について」

( )：介護予防訪問介護のみに係る基準

『平成２４年４月版　介護報酬の解釈 ２ 指定基準編』　Ｐ151・152・155・156 （Ｐ1019～1021）